

令和 8 年 第 6 回
土 浦 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開会の日時および場所
令和 8 年 6 月 1 2 日（金） 午後 2 時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第 2 3 号 農地法第 3 条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理
について
報告第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について
報告第 2 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 6 号 非農地判断について
議案第 1 7 号 農地法第 3 条の許可申請に対する審議について
議案第 1 8 号 農地法第 5 条の許可申請に対する審議について
議案第 1 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の農用地利用集積等
促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1 番 下 村 幸 男 2 番 大 和 田 一 夫 3 番 山 口 貴 士
4 番 萩 島 一 郎 5 番 飯 塚 利 之 6 番 浅 野 均
7 番 塙 佳 樹 8 番 柴 沼 栄 9 番 菅 谷 幸 治
1 0 番 飯 島 栄 1 1 番 川 村 剛 久 1 2 番 岩 瀬 守
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明のため出席した者
事務局長 大橋 博 農地係長 室町 直宏 主 査 中村 裕一
主 幹 石井 建輝
- 6 総会の大要 午後 2 時 3 0 分閉会

事 務 局	これより、令和 8 年第 6 回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 只今、出席委員は 1 2 名で、欠席委員はなし、よって出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これよりの議事進行につきましては、土浦市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることとされておりますので、これより議事は会長にお願いします。
議 長	始めに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 1 3 条の規定により、議席番号 1 番 下村委員、議席番号 2 番 大和田委員、以上 2 名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。会議規則第 1 4 条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。 また、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。 なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。 それでは、議事に入ります。 報告第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第 2 3 号について議案書のとおり報告）
議 長	ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので、報告第 2 3 号は原案どおりといたします。 続いて報告第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第 2 4 号について議案書のとおり報告）
議 長	ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので、報告第 2 4 号は原案どおりといたします。 続いて報告第 2 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」

	を事務局から説明願います。
事務局	(報告第25号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
議長	ご質問等もないようですので、報告第25号は原案どおりといたします。 続いて報告第26号「非農地判断について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第26号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第26号は原案どおりといたします。 議案に入る前に事務局から説明があります。
事務局	農地法第3条の申請番号5番につきましては、法定添付書類の不備により、代理人の方から取下げということで本日の審議から外れるということになります。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第17号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番に関係する委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、議事に参与することができませんので、ここで一旦ご退室願います。 (委員退室)
議長	1番を調査委員からご説明をお願いします。
委員	議案第17号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の1番を説明いたします。去る6月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑2筆1,363㎡です。申請事由は、以前より申請地を借入れてユーカリ栽培をしており、今回売買により取得するための所有権移転です。作付予定は花きです。許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。 (異議なしの声あり)

議長	異議もないようですので、議案第17号の、1番を許可することに決しました。 事務局は、委員の入室を確認してください。 (委員入室)
議長	続きまして、2番から4番を調査委員からご説明をお願いします。
委員	2番から4番を説明いたします。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆1,226㎡です。申請事由は、既存の耕作地の隣接地を取得し、集積を図るため、贈与による所有権移転です。作付予定は水稻です。すでに1枚の田になっています。調査委員としましては許可相当と判断しました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田2筆4,945㎡です。申請事由は、周辺地を耕作しており、作業効率向上が図れるため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆492㎡です。申請事由は、周辺地を耕作しており、作業効率向上が図れるため、売買による所有権移転です。作付予定は野菜です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	それでは2番から4番について審議を行います。ご質問等はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第17号の、2番から4番を許可することに決しました。 次に、議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から6番を調査委員からご説明をお願いします。まず1番から3番をお願いします。
委員	議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の1番から3番を説明いたします。去る6月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆323.10㎡で、転用事由は、申請地を参拝者用通路として利用していたが、違反状態を是正したい、使用貸借権設定です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆253㎡で、転用事由は、申請地に自己住宅を建築したい、贈与による所有権移転で

議 長	す。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。
	3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆940㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例適用外です。調査委員としましては許可相当と判断しました。
委 員	委員の皆様のご審議をお願いいたします。
	続きまして、4番から6番をお願いいたします。
議 長	議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の4番から6番を説明いたします。去る6月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。
	4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆1,029㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例適用外です。調査委員としましては許可相当と判断しました。
議 長	5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆420㎡で、転用事由は、申請地に自己住宅を建築したい、違反状態を是正したい、使用貸借権設定です。農地区分は第2種農地です。すでに駐車場として使用していたので是正したいということです。調査委員としましては許可相当と判断しました。
	6番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆69㎡で、転用事由は、申請地を共同住宅の進入路として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。調査委員としましては許可相当と判断しました。
議 長	委員の皆様のご審議をお願いいたします。
	ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
	異議もないようですので、議案第18号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から6番を許可することに決しました。
事 務 局	次に、議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。
	議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月の審議案件は7件です。農地中間管理機構を通しての賃借権設定が6件、使用貸借権設定が1件です。1番から5番については新規の利用権設定であり、うち

議 長	5番については1度総会で審議済みですが、審議後に賃料の滞納があったため、県の方で取下げとなったものです。今回、賃料の清算が完了したことから再度申請されたものになります。6番から7番については、農地中間管理機構を通した利用権設定の期間満了に伴う利用権の再設定です。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
	異議もないようですので、議案第19号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」の1番から7番を適切とすることに決しました。
	以上で、令和8年第6回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。

令和8年6月12日

議 長

署名人

1 番

2 番